

あぶた福祉会

第12回

「障害者自立支援法について」

通所授産施設あすなろ
居宅支援課 小野寺 秀昭
レビ・新聞などでご存知の
様に、「障害者自立支援法」

「障害者自立支援法」が平成18年4月より施行され、早2年近くが経過しようとしています。この法律は平成15年に導入された「支援費制度」における諸々な問題点や課題を解消すると共にサービス内容をより一層充実させる為に制定されたものです。

主要点としては次の5つが挙げられます。

障害の種類（身体・知的・精神）に関わらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように、サービスを利用する為の仕組みを一元化し、施設や事業を再編する。障害のある人々に身近な市町村が責任を持つて一元的にサービスを提供する。サービスをj利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行なうと共に、国や地方自治体が責任を持つて費

用負担を行う事をルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に提供できるように充実させる。就労支援を抜本的に強化する。支給決定の仕組みを透明化・明確化する。

あぶた福祉会においても、この法制度に基づいて施設支援や地域支援等、各種の事業を展開しています。その為、今までは利用負担の無かった入所施設や地域住居（グループホーム・ケアホーム）、日中活動の場である通所作業所など、全てにおいて利用負担がかかるようになりましな原則一割負担で、個人の資産などや収入に応じての減免措置により金額は異なります。

あぶた福祉会としては、ここ4～5年程前より、特に地域生活者の方に対して、日常生活において旅行を控える、必要最小限の買物に止めるなど、収入に応じた支出の見直しを促しています。また、世話人の方へも食費や光熱水費を切り詰めるなど、協力を依頼し、生活全般において見直しを図っています。その

事が地域での生活をより長く継続、安定させていく為に必要不可欠であるという事を理解してもらっています。

しかしながら、地域生活者の中には支出の見直しの必要性や制度の内容、仕組みなどを説明しても、なかなか理解するまでには至らず、なぜ旅行に行けないのか、買物できないのかなどの不満を多くぶつける方もおり、利用者本人に対しては説明のしにくい、分りづらい制度であると感じることが多いです。

特に利用者負担については毎月利用者の方には掛かった金額の請求、領収証の発行をして説明していますが、直接的に徴収されるわけではなく、財産管理をしている本体施設の事務処理により引き落とされている為、実感として表れない事が多いと思われまふ。

「障害者自立支援法」の施行は、利用負担が増え、利用側にとってはマイナスのイメージばかりが目につくかもしれません。が、サービス内容そのものはかなり使い勝手の良いものになつており、利用負担にしても、利用する所の利用料や食べた分の食事代を払うのは極当たり前の

事と思います。

しかしながら、利用者にとっては「就労の場」としての通所施設や作業所が、利用料を徴収するのは疑問に感じまふ。中には対価としてもらう還元工賃や給料よりも利用負担が上回り、通う事を止めたという話も聞かまふ。あぶた福祉会においても例外ではなく、収入は決して高くない還元工賃と障害基礎年金であり、預金を切り崩しての生活を続けている人もおりまふ。

「障害者自立支援法」が施行されて、色々な面での改善事項も出てきていますが、今後においても良くも悪くもこの制度と関わっていかねばならず、その中で利用者が安定した生活が継続できるように、微力ながら支えていきたいと考えておりまふ。



施設での作業風景

障害者自立支援法自立支援システム

市町村

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 児童ディサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護（ケアホーム）

自立支援給付

障害者・児

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- （旧）更正医療
- （旧）育成医療
- （旧）精神通院公費

実施主体は都道府県等

補装具

地域生活支援事業

- 相談支援
- 地域活動支援センター
- コミュニケーション支援
- 福祉ホーム
- 日常生活用具の給付又は貸与
- その他の日常生活又は生活支援
- 移動支援

支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

都道府県